

資料6

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

イソチアニル及びキノフメリン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和6年1月27日（土）～ 令和6年2月25日（日）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2件
- ・郵送 0件

(2) 提出意見の総数 2件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>イソチアニルの水域の生活環境動植物の基準値案が 71ug/L とされており、この基準値案の根拠は、環境省が文献等から収集したニジマスの急性毒性試験に基づくものとされています。当該試験は OECD 及び EPA の試験方法に従っており、試験法自体に問題はないと考えられ、また、本試験では設定濃度 1000ug/L(実測濃度 710ug/L)で試験され、その試験濃度では死亡が一切見られていないことから、LC50 を>710ug/L とすることも妥当と考えます。</p> <p>ただし、本試験を基に基準値を設定することに関しては、以下の理由から再検討をお願いします。</p> <p>イソチアニルの魚類急性毒性試験については、他にコイの試験も提出されており、こちらの試験についても、試験法及び試験結果(LC50>973ug/L)は妥当なものと評価されていると考えます。イソチアニルの魚類に対する急性毒性に関しては、ニジマスの結果からは 710ug/L で死亡を起こさず、LC50 が>710ug/L であること、コイの結果からは 973ug/L で死亡を起こさず、LC50 が>973ug/L であることがわかります。これらの結果は、イソチアニルは魚類に対して 710 及び 973ug/L で死亡を生じないことを示していることから、魚類の LC50 は>973ug/L と考えられるのではないのでしょうか。AECf の算定に当たっては種間差 10 が適用されることも考慮すれば、影響のなかった 710ug/L を AECf に利用する必要はなく、AECf は>97.3ug/L とすべきではないのでしょうか。ニジマスの試験において、710ug/L である程度の死亡が認</p>	<p>同じ生物種の試験成績が複数存在し、いずれの試験でも影響が認められない場合には、より高い毒性値を採用する場合がありますが、今回は、ニジマスとコイの異なる生物種の試験成績であるため、より低い値であるニジマスの試験結果 (>710 µg/L) を採用しています。</p> <p>なお、どの試験成績に基づき登録基準を設定するかについては、最新のテストガイドラインへの適合性等から総合的に判断していますので、他に高濃度で実施された試験成績があるにも関わらず、無条件で、非常に低い濃度で実施された試験成績が採用されることはないと考えています。</p>

	<p>められているのであれば、ニジマスのLC50が973 ug/Lを下回る可能性もあり、保守的に魚類のAECfを>71.0ug/Lとすることも考えられそうですが、今回は710ug/Lで死亡が全く見られていないことを考えると、AECfを>71.0ug/Lとすることは過剰に保守的な評価となると考えます。</p> <p>仮に今回提案されている評価法が踏襲されていくとすると、非常に低い濃度で試験し、何も影響が見られなかった文献で、例えばLC50>0.01ug/Lなどといった値が報告された場合、その値に基づいて基準値が設定されることに繋がり、PECが基準値を超過するケースも想定されるのではないのでしょうか。また、試験を繰り返して知見が増えることは、より真に近い毒性値の評価に繋がるものと考えますが、LC50値が超値の結果が複数ある場合に、それらの最低値を無条件に採用するとすると、試験を繰り返すほど基準値が下がる可能性が出てきます。こうして求められた基準値は科学的に求められた毒性値ではなく、単に試験設計に基づく基準値となる可能性があり、本来の生活環境動植物への被害を防止するための毒性的な指標としては不適切かと考えます。</p> <p>影響が全く見られていないデータと、それよりも高濃度で試験されたデータがある場合には、それらを総合的に判断して後者のデータに基づき基準値を設定することも検討すべきではないかと考えます。</p>	
2	<p>既定の計算方法に基づき、算出された基準でしょうが、低い数字であっても、環境中の微生物等への影響は測定しがたいものがあります。原則「農薬は使用しない」「使用して</p>	<p>農薬は、病害虫や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。</p> <p>農薬については、ヒトや環境等への影響について最新の科学</p>

	<p>も残留基準は0.01ppmまで」のように「農薬は原則使用禁止」に立ち戻るべきではないでしょうか？</p>	<p>的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。</p>
--	---	---